

# 「垂水の魅力的な素材×暮らし」のPR動画制作業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1. 件名

「垂水の魅力的な素材×暮らし」のPR動画制作業務委託

## 2. 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

人口減少対策の一つとして、20～30代の若年世代に垂水区へ移住・定住してもらうことを目標として、垂水区に興味を持って訪れてもらうきっかけ作りのため、垂水の海や山、眺望、立地などの素材をベースとした、暮らしの魅力や楽しさを伝えるPR動画2本を制作する。

### (2) 業務内容

別紙、「垂水の魅力的な素材×暮らし」のPR動画制作業務委託仕様書の通り。

### (3) 契約上限額

2,500,000円（消費税含む）を上限とする。

### (4) 委託契約期間

契約締結日の翌日～令和3年3月31日（水）

### (5) 履行場所

受託者の事業所の他、垂水区まちづくり課が指定する場所とする。

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金以外の費用を負担しない。

## 3. 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書に基づき決定する。

なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽があった場合は、契約を締結しないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が本実施要領に定める参加資格を満たさないこととなった場合は、契約の解除を行う。

## 4. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件のすべてに該当する者であることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 法人資格を有している者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生

- 手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること。

## 5. スケジュールに関する事項

(1) 公募開始	令和2年 10月 12日(月)
(2) 参加申請書類の提出期限	10月 21日(水)
(3) 質問受付締切	10月 21日(水)
(4) 質問に対する回答	10月 28日(水)
(5) 企画提案書の提出期限	11月 18日(水)
(6) 提案審査会(プレゼンテーション)	11月 25日(水) (予定)
(7) 選定結果通知	12月 上旬(予定)
(8) 契約締結・事業開始	12月 上旬(予定)
(9) 業務完了	令和3年 3月 31日(水)

## 6. 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き

- ア 各書類の交付 令和2年10月12日(月)より交付を開始。  
各書類を神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載。  
※郵送による交付は行いません。(ダウンロード出来ない場合はメールにて送付しますので、下記問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。)
- イ 交付書類 (ア)公募型プロポーザル実施要領  
(イ)仕様書  
(ウ)参加申請書(様式1)  
(エ)質問票(様式2)  
(オ)誓約書(様式3)  
(カ)契約書案(頭書及び委託契約約款)
- ウ 受付期間 郵送または持参により令和2年10月12日(月)から令和2年10月21日(水)午後5時まで(必着)  
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(必着)  
※応募者間の公平性を確保するために必要と認めた質問事項については、質問と回答の内容を垂水区ホームページに令和2年10月28日(水)より掲載する。なお、単なる事実関係の確認に留まる内容についてはこの限りではない。

- エ 提出書類
- ①参加申請書(様式1)
  - ②質問票(様式2)
  - ③登記簿謄本又は登記事項に関する全部事項証明【写し可】
  - ④国税の納税証明書【写し可】
  - ⑤誓約書(様式3)
  - ⑥会社の概要が分かる書類(設立趣旨、事業内容、パンフレット・リーフレット等の制作実績等)(※概要は A4サイズ2頁程度にまとめパンフレット等は参考資料とする。)
- ※上記③④は提出日時点で発行日より3か月以内のもの。  
 ※令和2年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は、③④⑤の提出は省略可。
- オ 提出場所 下記提出先
- カ 提出部数 各1部

## (2)企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和2年10月12日(月)から令和2年11月18日(水)午後5時まで。  
 Eメールまたは郵送もしくは持参(必着)  
 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(必着)

## イ 提出書類

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。また、必要に応じて追加提案をしてもよい。

### ① 企画提案書

本業務に対する考え方、実施方針及び提案のセールスポイント等をまとめたもの(A4判1～2頁程度)及び、制作する動画のイメージが分かる資料(絵コンテなど)を提出すること。

### ② 類似業務実績

自社で制作した類似業務の動画をWMV 又は MP4形式で提出すること。その動画から特に、映像の精細さ、画質の高さ、カメラマンの技能を評価するため、それが分かる動画を提出すること。提出する動画の時間は3分までとする。過去に自社制作した複数の動画をつなげて編集したものや新たに自社制作したものも可。

### ③ 業務計画及び実施体制

業務スケジュール、実施体制、撮影方法などについて記載すること。

### ④ 見積書

企画、取材、撮影、編集など業務内容ごとの内訳を示すこと。

## ウ 提出場所

下記提出先

## エ 提出部数

各1部(Eメールで提出の場合、動画など容量が大きいデータに関しては市のファイル受け渡しシステムを案内するため連絡すること。書類に関してはPDFデータで提出すること。)

※題材やロケ地について、必要であれば以下を参考にすること。

「垂水で暮らす 毎日がちょうどいい」

( <https://www.city.kobe.lg.jp/j39681/kuyakusho/tarumiku/oshirase/oshirase/teizyusokushin.html>)

「たるみりよく」(第1～4弾)

(<http://www.tarumi-kanko.jp/special/highlights.html#contents>)

広報紙たるみ

(<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/kuyakusho/tarumi/oshirase/kouhoushi/index.html>)

垂水観光推進協議会HP (<http://www.tarumi-kanko.jp/>)

## 7. 選定に関する事項

### (1) 評価基準

本実施要領 P.6に定める評価基準により評価を行う。

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「垂水の魅力的な素材×暮らし」のPR動画制作業務事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時

令和2年11月25日(水) (予定)

(イ) 場所

垂水区役所(予定)

(ウ) 内容・方法

企画提案書(様式自由)等に基づくプレゼンテーション(20分程度、質疑応答は別途)

※説明は本業務に携わる者(責任者又はこれに準ずる者)が行うこと。

※日時の詳細については、令和2年11月20日(金)を目途にEメールにて連絡する。

エ なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

(ア) 評価項目のうち「企画構成」の合計点数が最も高いもの

(イ) アが同点の場合は、評価項目のうち「業務実績」の点数が最も高いもの

以下、他の評価項目について評価基準表の順により同様に決定する。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和2年12月上旬に、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。(ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じない。)

## 8. その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 9. 提出先、問い合わせ先

〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1  
神戸市垂水区総務部まちづくり課 福田、成清  
TEL:078-708-5151(代表) 内線 213  
FAX:078-708-7450  
mail:tarumiku-proposal@office.city.kobe.lg.jp

評価基準(案)

評価項目	内容	配点
企画構成(70)	垂水の海や山、眺望、建築物、立地などそこにある素材と、素材をベースにした暮らしの魅力を伝える提案となっているか。	20
	暮らしや垂水の素材をより魅力的に表現するデザイン性を備えた提案となっているか。	20
	動画を見たことにより、垂水に興味を持って訪れたり、他者に教えたいくなるような提案になっているか。	20
	ターゲットが共感し、楽しい暮らしを具体的に想像できるような提案となっているか。	10
業務実績(10)	広報動画の製作に関して十分な実績を有しているか。	10
業務計画(10)	適切な業務計画および十分な実施体制が提案されているか。	10
実施体制(10)	神戸市内に本社・支社などの拠点があるか。	10
合計		100